

# 令和4年12月岡崎市議会定例会 提出議案概要

## 提出件数

- 1 議案 32件
- 2 報告事項 2件

区 分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議 案	—	—	9	10	12	—	1	32
(当初発送)	—	—	(9)	(10)	(12)	—	—	(31)
(追加提出) (最終日提出分)	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)
報告事項	—							2

## 招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和4年11月22日（火）
- 2 議案発送日
  - (1) 当初発送 令和4年11月22日（火）
  - (2) 追加提出 定例会最終日（令和4年12月21日（水））予定

その他（9件）

11月22日発送

件名	概要								
<p>財産の処分について</p> <p>第108号議案 (地域創生課)</p>	<p>相手方が施行する東名高速道路（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジの事業用地として売り払うもの</p> <p>所在地 真福寺町及び西阿知和町地内 地目 公衆用道路及び山林 面積 18,296.21㎡ 金額 90,379,692円 相手方 中日本高速道路株式会社</p>								
<p>公の施設に係る指定管理者の指定について</p> <p>第109号議案 (農務課)</p>	<p>道の駅藤川宿の指定管理者に岡崎パブリックサービス・JAあいち三河共同事業体を指定するもの</p> <p>指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>								
<p>町の区域の設定について</p> <p>第110号議案 (農務課)</p>	<p>地理的表示保護制度の見直しを支援するため、町の区域を設定するもの</p> <p>町の区域の設定 <small>はっちょうちょう</small> 八丁町 区域を設定する日 令和4年12月26日</p>								
<p>市道路線の廃止について</p> <p>第111号議案 (道路維持課)</p>	<p>スマートインターチェンジ整備事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなる市道を廃止するもの</p> <p>市道西阿知和下山ノ田1号線ほか2路線（延長1,457.0m）</p>								
<p>市道路線の認定について</p> <p>第112号議案 (道路維持課)</p>	<p>スマートインターチェンジ整備事業に伴い、市道を認定するもの</p> <p>市道東名側道5号線（延長281.2m）</p>								
<p>工事請負に関する契約の変更について</p> <p>第113号議案 (市街地整備課)</p>	<p>都市計画道路柱町線こ道橋工事の委託契約（平成28年3月24日議決）を次のように変更するもの</p> <table border="1" data-bbox="574 1370 1062 1532"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>3,229,211,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>2,969,330,000円</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>259,881,000円減額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	契約金額	変更前	3,229,211,000円	変更後	2,969,330,000円	増減	259,881,000円減額
区分	契約金額								
変更前	3,229,211,000円								
変更後	2,969,330,000円								
増減	259,881,000円減額								
<p>公の施設に係る指定管理者の指定について</p> <p>第114号議案 (公園緑地課)</p>	<p>乙川河川緑地（殿橋下流左岸等を除く）の指定管理者にホームックス・スノーピークビジネスソリューションズ共同企業体を指定するもの</p> <p>指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</p>								
<p>公の施設に係る指定管理者の指定について</p> <p>第115号議案 (公園緑地課)</p>	<p>中央緑道（国道1号以北）の指定管理者にホームックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体を指定するもの</p> <p>指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで</p>								

件名	概要
損害賠償の額を定めることについて  第116号議案 (市民病院総務課)	場 所 岡崎市民病院 状 況 平成30年10月18日に岡崎市民病院に救急搬送され、肝 膿瘍 <sup>のう</sup> と診断を受け入院治療していた相手方が、同月28日 に呼吸状態の急激な悪化により頭部CT検査を行ったと ころ、脳膿瘍 <sup>のう</sup> との診断を受けたが、同日死亡した。 金 額 7,000,000円

# 条例（10件） 11月22日発送

件名	概要
<p>岡崎市個人情報保護法施行条例の制定について</p> <p>第117号議案 (総務文書課)</p>	<p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体の個人情報等の取扱いについて法で全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、岡崎市個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定める等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開示請求に係る手数料は無料とし、文書、図画の写しの交付及び郵送に係る実費については、開示を受ける者の負担とする。</li> <li>2 開示請求があったときは、14日以内に開示決定等を行うものとする。</li> <li>3 法の具体的な運用方法について、専門的な意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとする。</li> <li>4 市長は、毎年1回、開示請求の件数等、法の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</li> </ol> <p>令和5年4月1日から施行</p>
<p>岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について</p> <p>第118号議案 (総務文書課)</p>	<p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法に基づく開示決定等に係る審査請求について調査審議させるため、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を行政不服審査法に基づく機関として位置付ける等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法の一部改正により、個人情報の開示決定等に対して審査請求があったときは、市長等は、行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとされたことから、審査会に諮問して調査審議させるため、当該機関として位置付ける。</li> <li>2 個人情報の開示決定等に対する審査請求について、諮問に応じて調査審議すること等を所掌事務として定める。</li> <li>3 審査会は、個人情報の開示決定等に対する審査請求について調査審議する場合においては、行政不服審査法で定められた調査審議手続に従うことになるため、当該場合においては、本条例の規定のうち、行政不服審査法と重複する調査審議手続を定めたものは、適用除外とする。</li> </ol> <p>令和5年4月1日から施行</p>

件名	概要																			
<p>岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について</p> <p>第119号議案 (人事課)</p>	<p>国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するとともに、看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、会計年度任用職員に対し、給料の調整額又は給料の調整額に相当する報酬を、正規職員に準じて支給することができるものとするもの</p> <p>1 職員の給与についての改正点</p> <p>(1) 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="603 584 1390 819"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>令和4年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員</td> <td>100分の95</td> <td>100分の105</td> </tr> <tr> <td>  特定管理職員</td> <td>100分の115</td> <td>100分の125</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>100分の45</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>  特定管理職員</td> <td>100分の55</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般職の給料表のうち、初任給及び若年層の給料月額を、平均0.3%引き上げる。</p> <p>(3) 令和5年度以後に支給する勤勉手当の支給割合を年間で平準化する。</p> <p>2 一般職の任期付職員の給与についての改正点</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料表のうち、1号給の給料月額を1,000円引き上げる。</p> <p>(2) 特定任期付職員の令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="603 1182 1121 1263"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>令和4年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の162.5</td> <td>100分の167.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和5年度以後に支給する期末手当の支給割合を年間で平準化する。</p> <p>3 会計年度任用職員の給与についての改正点</p> <p>(1) 会計年度任用職員に対し、給料の調整額又は給料の調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の給料表のうち、一部の号給の給料月額を、平均0.6%引き上げる。</p> <p>1(1)、1(2)、2(1)、2(2)及び3(1)は公布の日から、1(3)、2(3)及び3(2)は令和5年4月1日から施行</p>	区分	現行	令和4年12月	再任用職員以外の職員	100分の95	100分の105	特定管理職員	100分の115	100分の125	再任用職員	100分の45	100分の50	特定管理職員	100分の55	100分の60	現行	令和4年12月	100分の162.5	100分の167.5
区分	現行	令和4年12月																		
再任用職員以外の職員	100分の95	100分の105																		
特定管理職員	100分の115	100分の125																		
再任用職員	100分の45	100分の50																		
特定管理職員	100分の55	100分の60																		
現行	令和4年12月																			
100分の162.5	100分の167.5																			
<p>岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について</p> <p>第120号議案 (人事課)</p>	<p>国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改めるもの</p> <p>1 令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="572 1852 1121 1933"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の162.5</td> <td>100分の167.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 令和5年度以後に支給する期末手当の支給割合を年間で平準化する。</p> <p>1は公布の日から、2は令和5年4月1日から施行</p>	現行	改正後	100分の162.5	100分の167.5															
現行	改正後																			
100分の162.5	100分の167.5																			

件名	概要
岡崎市事務分掌条例の一部改正について  第121号議案 (人事課)	市長の権限に属する事務分掌を改めるもの  都市基盤部の事務分掌から、市の建築物の保全に関する事項を削る。  令和5年4月1日から施行
岡崎市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定について  第122号議案 (建築指導課)	南公園を家族レクリエーション型の公園として再整備するため、南公園の区域を特別用途地区として指定することに伴い、当該地区内における建築物の制限を緩和するもの  特別用途地区（南公園レクリエーション地区）内において、第一種住居地域の建築制限にかかわらず、公園施設で床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものを建築することができるものとする。  公布の日から施行
岡崎市駐車場条例の一部改正について  第123号議案 (都市施設課)	多数の者が訪れる催しの際に生じる駐車場周辺の交通渋滞の緩和を図るため、混雑が予想される日における予約制駐車場サービスの導入及び需給を踏まえた使用料の額に見直す等するもの  1 予約をしていない車両の入庫制限、予約時間を超える駐車禁止等、混雑の予防のため籠田公園地下駐車場の利用を禁止又は制限できることとする。 2 籠田公園地下駐車場の使用料（午前7時から午後10時まで）について、混雑期（混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。）の区分を新たに設けて、30分につき200円（現行：30分につき100円）とする。 3 24時間最大料金については、当該24時間ごとの利用時間に混雑期が含まれる場合は、適用しないものとする。  令和5年2月1日から施行

件名	概要
<p>岡崎市都市公園条例の一部改正について</p> <p>第124号議案 (公園緑地課)</p>	<p>受益者負担の適正化及び多数の者が訪れる催しの際に生じる駐車場周辺の交通渋滞の緩和を図るため、混雑が予想される日における予約制駐車場サービスの導入及び需給を踏まえた使用料の額に見直す等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予約をしていない車両の入庫制限、予約時間を超える駐車禁止等、混雑の予防のため岡崎公園駐車場の利用を禁止又は制限できることとする。</li> <li>2 岡崎公園駐車場の使用料（午前7時から午後10時まで）について、混雑期（混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。）の区分を新たに設けて、バスにあっては1台1回につき3,000円（現行：2,000円）、乗用車にあっては30分につき300円（現行：100円）とする。</li> <li>3 混雑期以外の期間における乗用車の岡崎公園駐車場の使用料（午前7時から午後10時まで）について、30分につき150円（現行：100円）とする。</li> <li>4 24時間最大料金については、当該24時間ごとの利用時間に混雑期が含まれる場合は、適用しないものとする。</li> </ol> <p>令和5年2月1日から施行</p>
<p>岡崎市消防団条例の一部改正について</p> <p>第125号議案 (消防本部総務課)</p>	<p>町の区域の設定に伴い、条例の規定を整理するもの</p> <p>連尺消防団の区域に八丁町を加える。</p> <p>令和4年12月26日から施行</p>
<p>岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について</p> <p>第126号議案 (上下水道部総務課)</p>	<p>受益者負担金及び分担金について、賦課徴収及び徴収猶予の債権管理等を適切に継続していくために、規定の明確化及び整理するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受益者負担金及び分担金に係る清算の規定を廃止するとともに、新たに賦課される受益者負担金及び分担金の額について、1平方メートル当たりの単価を、市街化区域は391円、市街化区域以外の区域は430円と定める。</li> <li>2 徴収猶予中に猶予理由が消滅した場合に、受益者等の申告がなくても徴収猶予の取消しができることを定める。</li> <li>3 納付義務の承継について、当事者双方による届出のほか、新たに受益者となる者からのみの届出もできることを定める。</li> <li>4 受益者負担金の延滞金の率（現行：年14.5%）を、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例の規定によるもの（年7.3%）と定める。</li> </ol> <p>令和5年4月1日から施行</p>

# 予算（12件） 11月22日発送

件	名
第127号議案 (財政課)	令和4年度岡崎市一般会計補正予算(第12号)
第128号議案 (地域創生課)	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
第129号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
第130号議案 (国保年金課・市民病院総務課)	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
第131号議案 (医療助成室)	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
第132号議案 (介護保険課)	令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)
第133号議案 (庁舎車両管理課)	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算(第2号)
第134号議案 (市民病院総務課)	令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算(第1号)
第135号議案 (市民病院総務課)	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算(第2号)
第136号議案 (市民病院総務課)	令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算(第2号)
第137号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算(第2号)
第138号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算(第2号)

## (補正予算概要)

(単位:千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	142,121,185	1,766,272	143,887,457
特別会計	70,732,458	214,604	70,947,062
企業会計	57,247,757	702,095	57,949,852
計	270,101,400	2,682,971	272,784,371

## (一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳入補正額	款	歳出補正額
11 地方特例交付金	79,685	1 議会費	373
14 分担金及び負担金	419	2 総務費	213,365
16 国庫支出金	392,150	3 民生費	882,604
17 県支出金	149,070	4 衛生費	126,072
18 財産収入	36,145	5 労働費	4,841

19 寄 附 金	57,835	6 農 林 業 費	△24,088
20 繰 入 金	802,477	7 商 工 費	68,668
22 諸 収 入	10,491	8 土 木 費	436,451
23 市 債	238,000	9 消 防 費	48,716
		10 教 育 費	9,270
歳 入 合 計	1,766,272	歳 出 合 計	1,766,272

(単位:千円)

区 分	経 費 の 概 要	
総 務 費	継続契約集合支払特別会計繰出金 (庁舎電気・ガス使用料)	62,194
	戸籍情報システム改修委託料	32,238
	県議会議員一般選挙費	24,717
民 生 費	障がい者生活支援事業費	106,104
	高齢者生活支援事業費	277,500
	子育て世帯生活支援事業費	425,731
	生活保護費支給事業費	195,752
衛 生 費	救急医療体制運営費補助金	76,021
	難病患者等生活支援事業費	13,125
商 工 費	ふるさと納税活用支援委託料	20,964
	大河ドラマ活用委託料	23,401
土 木 費	道路整備工事請負費 (道路整備事業)	137,800
	用地補償負担金 (本宿駅周辺地域拠点関連道路整備事業)	90,000
	道路新設改良工事請負費 (阿知和地区工業団地関連道路整備事業)	77,000
	土地購入費 (矢作川右岸南北道路整備事業)	78,316
	道路新設改良工事請負費 (東奥洞七ツ池線整備事業)	154,000
	測量設計委託料 (橋りょう耐震事業)	49,500
	橋りょう改築工事負担金 (中根橋 (砂川) 整備事業)	39,270
	測量設計委託料 (岡崎中央総合公園整備事業)	△33,341
	道路築造工事委託料 (岡崎駅東地区整備事業)	△102,744
教 育 費	学校給食業務委託料	33,484

繰越明許費 (追加)

(単位:千円)

事 業 名	金 額
道路整備事業	248,340
本宿駅周辺地域拠点関連道路整備事業	97,459
阿知和地区工業団地関連道路整備事業	153,250
道路新設改良事業 (矢作川右岸南北道路)	78,316
道路新設改良事業 (東奥洞七ツ池線)	154,000
スマートインターチェンジ整備事業	481,000
消防自動車等購入事業	131,719

## 債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
愛知県議会議員一般選挙に要する経費	令和5年度	62,557
生活困窮者世帯等の学習支援に要する経費	令和5年度	16,165
児童育成センター運営に要する経費	令和5年度	614,947
本宿駅周辺地域拠点関連道路整備に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	359,000
東岡崎駅北口タクシー乗降場の移転に要する経費	令和5年度	35,200
乙川河川緑地（殿橋下流左岸等を除く）の管理運営に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、ホームックス・スノーピークビジネスソリューションズ共同企業体が市との協定により乙川河川緑地（殿橋下流左岸等を除く）の管理運営に要する額
中央緑道（国道1号以北）の管理運営に要する経費	令和5年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、ホームックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体が市との協定により中央緑道（国道1号以北）の管理運営に要する額

## （特別会計）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 額	経 費 の 概 要	
継続契約集合支払	216,619	光熱水費（電気使用料）	158,372
		光熱水費（ガス使用料）	58,087

## 債務負担行為（追加）

（単位：千円）

会 計 名	事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険	認定調査に要する経費	令和5年度	50,416

## （企業会計）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 額	経 費 の 概 要	
病 院 事 業	710,573	投薬・注射薬品費	193,178
		診療用材料費	72,295
		ガス使用料	70,676

諮問（1件） 最終日提出

件名	概要	要
人権擁護委員の推薦について  諮問第2号 （防犯交通安全課）	碧海和子氏（3期）、佐野章子氏（3期）及び山本吉夫氏（1期）の任期満了（令和5年3月31日）に伴い、後任者を推薦するもの	

報告（2件） 11月22日発送

件名	概要	要
損害賠償の額を定める専決処分について  報告第41号 （庁舎車両管理課）	日時 令和4年9月22日午後1時40分頃 場所 岡崎市十王町二丁目9番地の岡崎市役所東駐車場 内容 相手方自動車の中2階から1階へ向かう車路を左折した際、路面に接触し、当該自動車の左後部バンパーを損傷する損害を与えた。 金額 78,210円（過失割合 市100%）  令和4年11月14日専決	
訴えの提起に関する専決処分について  報告第42号 （上下水道部サービス課）	農業集落排水処理施設使用料について支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされたもの  令和4年11月8日専決	